

理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名以上2名以内を業務執行理事とすることができる。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。(2012年2月25日理事会議決)